

第 3 次丹波市総合計画策定方針

1	計画策定の趣旨
---	---------

総合計画は、長期的な展望に立ったまちづくりの方向性を示す指針であり、丹波市では、自治基本条例において、市の政策の最上位計画に位置付けられています。

平成 27 年 3 月には、丹波市らしさを創造するため、めざすべきまちの将来像を「人と人、人と自然の創造的交流都市～みんなでつなぐ丹（まごころ）の里～」とした「第 2 次丹波市総合計画（基本構想 10 年・前期基本計画 5 年）」を策定しました。前期基本計画の計画期間が終了する令和 2 年 3 月には、丹波市の新しい都市構造のあり方を「未来の丹波市の姿」として描いた「丹波市まちづくりビジョン」や各施策にまたがる人口減少対策を横断的にとりまとめた「第 2 期丹波市丹（まごころ）の里創生総合戦略」の要素を包括した「第 2 次丹波市総合計画（後期基本計画）」を策定し、まちづくりを進めてきました。

しかしながら、近年においては、新たな社会的脅威として、新型コロナウイルス感染症の出現が人や物の交流を停滞させ、社会経済に大きな打撃を与えるとともに、生活意識や価値観の変化、行動の変容、働き方の変化などの社会変革をもたらし、新たな生活様式へシフトする大きな要因の一つとなっています。

このような状況のなか、令和 6 年度末をもって「第 2 次丹波市総合計画（後期基本計画）」の計画期間が終了します。これまでのまちづくりで構築された生活環境の中で継続すべきところ、新たな課題への対応として取り組むべき事項を整理するとともに、人口減少と地域経済の縮小に歯止めをかけ、活力ある地域を維持する地方創生の実現、誰一人取り残さない持続可能な開発目標（SDGs）に関する取り組みの推進など新しい視点を踏まえ、未来につなぐまちづくりの羅針盤として、令和 7 年度を初年度とする「第 3 次丹波市総合計画」を策定します。

2	計画策定の根拠
---	---------

総合計画は、丹波市自治基本条例において、市民に長期的なまちづくりの展望を示す総合的かつ計画的な市政運営を図るための計画であることが規定されています。第 3 次丹波市総合計画は、次代のまちづくりに向けた最上位の計画として、めざすべきまちの将来像を明確化し、未来に向けた持続可能なまちづくりの指針とするために策定するものです。

3	基本的視点
---	-------

（1）認識すべき課題

人口が右肩上がりから右肩下がりの時代への変革を踏まえた新しい枠組みの計画とします。大規模災害への対応、感染症対策、生活様式の変化、情報通信技術の発展や、

【資料7】

SDGsなど、丹波市を取り巻く社会環境は大きく変化しています。市が抱えるさまざまな課題や社会環境の変化を適確に捉え、分野横断的な重要課題に柔軟に対応できる計画とします。

(2) 簡潔でわかりやすい計画

めざすべきまちの将来像を実現するため、市民をはじめ、地域組織、事業者、各種団体、行政など多様な主体が、まちづくりの課題や方向性を共感・共有し、総がかりでまちづくりに取り組んでいけるよう、根拠となるデータを示すとともに、図表などによる視覚的な見やすさと分かりやすい表現に努めた計画とします。

(3) 市民とともに作りあげる計画

市民と行政がつくりあげる計画とするため、策定過程においては、多様な市民参画の機会を設けて、それらへの積極的な市民参加を促し、市民協働で計画策定を進めます。

市民ニーズの把握と市民意見を聴きながら計画策定を進めることで、計画の実現に向けて市民の主体的な行動につなげていきます。

(4) 丹波市ならではの計画

丹波市が有する魅力や特徴を捉え、かけがえのないものとして将来に継承することをめざすとともに、丹波市が抱える課題を明らかにし、丹波市にふさわしいまちづくりの独自性が発揮される計画とします。

(5) 適切な進行管理が行える計画づくり

効果的・効率的な事業展開を図るため、施策の成果をKPI（重要業績評価指標）の設定により明確に把握することで、PDCAサイクルによる適切な進行管理を行える計画とします。

(6) 分野別計画との関係

総合計画に掲げる施策を実施するにあたり、法令や国の指針などにに基づき、分野別の計画を定めているものがあります。各分野別計画は、総合計画を上位計画として関連付けはあるものの、個別具体的な施策間の連動はそれぞれの主管課に委ねられていることから、第3次丹波市総合計画の策定後に策定又は改定する各分野別計画は、総合計画に基づき体系化を図るとともに、第3次丹波市総合計画と連動性を高めるための仕組みを構築します。

(7) バックキャストイング手法を用いた計画づくり

望ましい、こうなりたい「未来」のまちの姿を起点として、そこから逆算して「今」できることを考える、バックキャストイング手法を用いた計画を策定します。

4	計画の構成
---	-------

第3次丹波市総合計画の本編は、基本構想-基本計画で構成するものとします。

(1) 基本構想

市のまちづくりの最上位の理念であり、めざすべきまちの将来像を示し、行政運営の全般に係るまちづくりの目標や施策展開の基本的な考え方について定めるものです。

(2) 基本計画

丹波市の特性や優位性を活かしながら、基本構想を実現するための施策とその展開の方向性を総合的かつ体系的に示すものです。社会経済状況等の変化に柔軟に対応するため、基本構想の中間年に見直しを行います。

※実施計画

総合計画の基本計画で定められた施策を事務事業として明らかにするとともに、基本計画の目標の達成状況を把握するものです。社会経済情勢の変化や緊急性に対応した新たな事業との整合を図るため、ローリング方式により必要な調整を行うものです。

丹波市では、行政評価（事務事業評価）と連動させる方法で実施しています。

5	策定体制
---	-------------

① 庁内体制

政策会議

総合計画策定委員会及び策定委員会部会

若手職員による庁内ワーキング

② 市民参画

総合計画審議会（調査・審議、答申）

市民アンケート調査、ヒアリング調査

市民ワークショップ、市民説明会

パブリックコメント

③ 議会報告

委員会（報告・意見拝聴）

6	第3次総合計画策定の特徴
---	---------------------

① 多様な市民参画の機会

- ・ 多様な意見を聴取するための市民アンケート調査、ヒアリング調査の実施
- ・ 市民の意見を聴取するための市民ワークショップ、市民説明会の開催
- ・ デジタル技術を活用した参画の機会

② 職員の参画

- ・ 職員研修の場として、職員が我事として参画する仕組みづくり

③ 本編の構成

- ・ 基本構想（10年間）
- ・ 基本計画（前期5年間・後期5年間）